

平成十一年法律第三百三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没

第三章 収等（第三条—第十七条） 没収に関する手続等の特例（第十八条—第二十一条）

第二十一卷

第一節 没收保全（第二十二條—第四十一條）

第二節 追徵保全（第四十二條—第四十九條）

第三節 雜則（第五十条—第五十三条）

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共动手続等（第五十九条）

第七章
——
第七十四条
雜則（第七十五条·第七十六条）

附則
第一章 總則

(目的) 第二章 総則

この法律は、総じてが犯罪が立証がへば、全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益が二つ重の犯罪と力をもつて、これにて

益がこの種の犯罪を助长するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重

大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施

するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び

收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪

による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

て定めることが目的となる。

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、

その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め

られた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ

り反復して行われるものをいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により提供され、又は提供しようとした財産第五条第六条の一第二項又は第二項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産第三条この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産以外の財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没収等（組織的な殺人等）

第三条

次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体について、帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十一条（封印等破棄）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金又はこれらの併科併科

三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金又はこれらとの併科

五 刑法第一百八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の拘禁刑

六 刑法第一百八十六条第二項（賭博場開張等による利益）の罪 三月以上七年以下の拘禁刑

七 刑法第一百九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑

八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の拘禁刑

九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の拘禁刑

十 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の拘禁刑

十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期拘禁刑

十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期拘禁刑

十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊の罪）の罪 七年以下の拘禁刑

十六 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為によつて、当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第一項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（未遂罪）

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三条第一項第十号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 刑法第百九十九条（殺人）の罪 五年以下
二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
二年以下の拘禁刑

第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る）
(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの（他の計画をした者は、その計画をした者のいれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑が定められているもの）五年以下の拘禁刑

二 刑法第二百五十九条（殺人）の罪 五年以下
二年以下の拘禁刑

三 目的で行われるもの（遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする）の準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

目的で行われるもの（遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする）

訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第一百九十八条第一項の規定による取調べその他 の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。

（組織的な犯罪に係る犯人隠匿等）
拘禁刑以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。

一 その罪を犯した者を隠匿し、又は隠避させた者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

二 その罪に係る他人の刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事案件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

四 その罪に係る被告事件に関して、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行つべき選任予定裁判員又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかける

ことその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）、これららの保有若しくは处分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれららの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下同じ。）の株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 別表第一に掲げる罪
前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二 別表第一に掲げる罪
前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事案件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に對し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

四 その罪に係る被告事件に関して、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行つべき選任予定裁判員又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）、これららの保有若しくは处分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれららの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下同じ。）の株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 別表第一に掲げる罪
前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二 別表第一に掲げる罪
前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事案件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に對し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金

四 その罪に係る被告事件に関して、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行つ裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行つべき選任予定裁判員又はその親族に對し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。
二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとして、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

（犯罪収益等隠匿）

第十一条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ当該行為地の法令により罪に当たるものとを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は犯罪収益等

を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

三 前項の罪の未遂は、罰する。

（犯罪収益等收受）

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らなかつてした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（国外犯）

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、没収することができる。

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は处分に基づき得たものを除く。）

三 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は处分に基づき得たものを除く。）

四 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第三条第一項若しくは第二項後段、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条第一項後段（高金利の受領）、第五条第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第二項後段（業として行う著しい高金利の受領）若しくは第三項第一項後段（高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段（業として行う著しい高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段（業として行う著しい高金利の受領）の罪）

五 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）第二十九条（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二百七十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第五十条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

十 会社更生法（平成十四年法律第七百五十四条）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

十一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

十三 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十四 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十五 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十六 脱法行為の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

十八 金融機関等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二百七十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

二十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

三十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

四十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

五十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

六十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

七十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

八十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

九十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百零九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一〇 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百一九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百二十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百三十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百四十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十二 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十三 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十四 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十五 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十六 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十七 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十八 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百五十九 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百六十 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

一百六十一 第二条第一項（不正の手段による交付者も、同様とする。）

4	裁判長は、急速を要する場合には、第一項に規定する第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。
5	没収保全（没収保全命令による処分の禁止をして同一の権限を有する。）に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その处分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
6	没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法の規定により押収することを妨げない。（起訴前の没収保全命令）
7	第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。）の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2	司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。
3	第三項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に関し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。
4	裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。
5	第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
6	第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
7	検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者（被告人を除く。）に通知しなければならない。この場合において、その者の所

2	第二十五条 没収保全がされた財産（以下「没収保全財産」という。）について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続（第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。）及び没収保全財産に対して実行することができる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。（代替金の納付）
3	第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭（以下「代替金」という。）の額を定め、その納付を許すことは、検察官の意見を聽かなければならぬ。
4	裁判所は、前項の請求について決定をするに当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。
5	裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。
6	第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
7	第一項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
8	民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第一項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは、「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

2	第二十七条 不動産（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条（第七項本文を除く。）、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において単に「航空機」という。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において單に「自動車」という。）、建設機械抵当（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（同項において単に「建物機械」という。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）の規定により登録を受けた小型船舶（同項において単に「小型船舶」という。）の没収保全については、その権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。
3	第二十八条 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（第三十五条第一項において単に「航空機」という。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において單に「自動車」という。）、建設機械抵当（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（同項において単に「建物機械」という。）に送達しなければならない。
4	第二十九条 動産（不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。
5	前項の登記は、検察事務官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行なう。
6	不動産の没収保全命令の執行は、當該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその賛同が送達される前であつても、することができる。

えられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。
(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三章第十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察院の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失效)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

3 (失効等の場合の措置)
第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

4 第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四百十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押さえがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第百四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押处分が発せられたときは、当該差押さえをした債権者には、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令又は差押处分が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権（民事執行法第六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。）に対する強制執行については、

(第三三十六条) 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合は、差押命令を発した執行裁判所又は差押命令を発した裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失つたときまでは代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、「配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全命令がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第百六十五条(同法第百六十七条の十四第四項において同法第百六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用について、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情報を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による处分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をして差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が發せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されていないとときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣ががない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

（強制執行の停止）

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ずることができる。

2 檢察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされている場合にあつては当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者

の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

3 収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。
第三十七条の規定は没収保全がされる前に当

第十条第三項の罪に係る被告事件に関して、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の賠本が被告人又は被疑者に送达される前であつても、これをることができる。

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行（差押えを除く。）は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第百八十三条第一項第二号へ（同法第八十九条、第二百九十二条又は第二百九十三条第一項において準用する場合を含む。）の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)
第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴收法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における国外倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第二十一条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没

3 収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。
第三十七条の規定は没収保全がされる前に当

第十条第三項の罪に係る被告事件に関して、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の賛本が被告人又は被疑者に送达される前であつても、これをることができる。

2
相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることがきなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

3
追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手続に関する法令の規定に従つてす。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が

3 全することを相当と認める金額（第四項において「追徴保全額」という。）を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得たため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭（以下「追徴保全解放金」という。）の額

(金銭債権の債務者の供託)
第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。
前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。
(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全（追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）について準用する。

（起訴前の追徴保全命令）

第四十三条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求によつて、同項に規定する処分をすることができる。

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したときは、又は仮納付の裁判の言渡しがあったときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不适当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。
(追徴保全命令の執行)
第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失つ。 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の

裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならぬ。

(送達)

第三節 雜則

第五十条 没収保全又は追徴保全（追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。）に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除く。

第五十一条 没収保全又は追徴保全（追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。）に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除く。

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百零一条

第一百零二条

第一百零三条

第一百零四条

第一百零五条

第一百零六条

第一百零七条

第一百零八条

第一百零九条

第一百一十条

第一百一十一条

第一百一十二条

第一百一十三条

第一百一十四条

第一百一十五条

第一百一十六条

第一百一十七条

第一百一十八条

第一百一十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十

助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三条の見出し中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等の引渡し」と、同条第一項中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。)の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは、「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは、「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは、「執行財産等を保管するに至った」と、「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「當該執行財産等」と、「送付しなければ」とあるのは、「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは、「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのは、「執行財産等」と、「返還」とあるのは、「処分」と読み替えるものとする。

(逃亡犯人の引渡しに関する特例)
第七十四条 逃亡犯人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第一条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雜則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。この法律に定めるもののほか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、

第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。)

(施行期日)

抄

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号

(施行期日)

抄

4 第十条及び第十一條の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げられた(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の改正規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日

定(同法第一百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(同法附則第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の改正規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日

報告、届出、提出その他の手続をしなければな

第三条 第五章の規定の適用については、附則第八条の規定による改正前の麻薬特例法(以下「旧麻薬特例法」という。)第五条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五条第三項の規定による文書の写しの送付は第五十五条第三項の規定による通知とみなす。

第四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第五条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第六条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第七条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第八条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第九条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十一条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十二条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十三条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十五条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十六条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十七条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十八条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第十九条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十一条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十二条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十三条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十五条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十六条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十七条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十八条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第二十九条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十一条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十二条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十三条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十五条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十六条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十七条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十八条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第三十九条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び死亡犯人の引渡しの請求についても、適用する。

一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置））

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第六号）抄

（施行期日）
八四号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一百一十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一百一十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
一 正する法律(平成二十五年法律第八十四号)
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年四月二三日法律第二
五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二五日法律第七
九号) 抄
(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二七日法律第九
一号) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二一日法律第
一一三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年九月四日法律第六
三号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月九日法律第六
五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六
一条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二四日法律第三号) 抄
(施行期日)
第一号抄

附 則 (平成一八年六月三日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条 (刑事訴訟法第九十条、第一百五十二条及び第一百六十一條の改正規定に限る。)、第三条及び第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則 (平成一九年五月二四日法律第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二日法律第四六号) 抄
(施行期日)

(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪处罚法」という) 第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

二 附則第五条第二項 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。同条において「刑法一部改正法」という。)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法(以下「新組織的犯罪处罚法」という。) 第二条第二項第一号イ又は別表第一第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる罪(第一条の規定による改正前の組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪を除く。)の犯罪行為(日本国外でしめた行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもののみを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に對しても適用する。この場合において、これらの財産は、同項第一号の犯罪収益とみなす。

第三条 新組織的犯罪处罚法の規定(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下この条において「特定資産流動化法等」)

一部改正法」という。)附則第六十五条规定又は業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。)附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)

の適用については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条规定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪处罚法別表第二第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第四条 新組織的犯罪处罚法第十二条(刑法第四条の二に係る部分に限る。)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条(同法第十条に係る部分に限る。)の規定及び第七条の規定による改正後のナリン等による人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合は、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪处罚法別表第三第二号カの規定の適用について

は、同号カ中「強制性交等」とあるのは「準強姦」とする。

前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

第十二条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合は、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一条のうち組織的犯罪处罚法別表第一の次に三表を加える改正規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三条第三号」とあるのは、「第八十条第三号」とする。

(検討)

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪处罚法第六条の第二項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(あ)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制的処分に當たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられる有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たつては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二項

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 附則第一項の規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

第三項の規定による場合は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二項

この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和元年五月一七日法律第六号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二項

この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和二年四月二四日法律第二二号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

、同法第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法人国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る）、同法第七十四条の六の二（第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（營利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）の罪、同法第七十四条の六の三（未遂罪）の罪（同法第七十四条の六の二第一項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。又は同法第七十四条の八（不法入国者等の藏匿等）の罪）

九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号（旅券等の不正受交付）若しくは第三号から第五号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等若しくは第二項（營利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれららの罪に係る同条第三項（未遂罪）の罪）

十 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。又は同法第二百一十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘禁刑が定められている罪（口に掲げる罪を除く。）

ロ この表に掲げる罪

別表第二（第二条関係）

一 刑法第一百六十三条の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第一百六十三条の五（未遂罪）の罪（同法第一百六十三条の四第一項の罪に係る部分に限る。又は同法第一百七十五条（わいせつ物領布等）若しくは第一百八十六条第一項（常習賭博）の罪）

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二条号）第九十九条の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百二号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条号）第二百二十九条の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第二百十二条の三（損失補填に係る利益の收受等）の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十九号）第十条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三号第九号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（同法第三条の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪

十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十九号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）又は第二百四十三条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八条号）第九十条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十五 覚醒剤取締法第四十一条の十三（覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項（不法就労労働長）又は第七十三条の二（在留カード偽造等準備）の罪

十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二十五条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪

十九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第二百条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受け入れ等）の罪（同法第一条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪）

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀劍類所持等取締法第三十一条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十九号）第十条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

二十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十六 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第二百一号）第五条（開設等）の罪

二十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十九 保険業法（平成七年法律第五号）第三百七十七条の二（第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪）

三十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二百四十三条第四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九号）第二百四十三条第四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十三 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十四 会社法（平成十九年法律第二百七十二条号）第二百七十二条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第六条第三項（特定核燃料物質の輸出入の予備）の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第四十九条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十一条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

一 第三条（組織的な殺人等）、第九条第一項から第三項まで（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）、第十条第一項（犯罪収益等隠匿）又は第十二条（犯

二 第二条（第二条関係）

別表第三（第六条の二関係）

一 第三条（組織的な殺人等）、第九条第一項から第三項まで（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）、第十条第一項（犯罪収益等隠匿）又は第十二条（犯

イ　刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）又は同法第七十九条（内乱等救助）の罪（同項の罪（同項第二号に係る部分に限る。）及び同法第七十七条第二項の罪に係るもの）を除く。）

口　刑法第八十一条（外患誘致）又は第八十二条（外患援助）の罪

ハ　刑法第一百六条（騒乱）の罪（同条第三号に係る部分を除く。）

二　刑法第一百八条（現住建造物等放火）、第二百九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第二百十条第一項（建造物等以外放火）の罪又は同法第一百七条第一項（激発物破裂）の罪（同法第一百八条、第二百九条第一項又は第二百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

ホ　刑法第一百十九条（現住建造物等浸害）又は第二百二十条（非現住建造物等浸害）の罪（同法第一百三十七条（水道毒物等混入）又は第二百四十七条（水道損壊及び閉塞）の罪）又は第二百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪

ト　刑法第一百三十六条（あへん煙輸入等）、第二百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）又は第二百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪

チ　刑法第一百四十三条（水道汚染）、第二百四十六条前段（水道毒物等混入）又は第二百四十七条（水道損壊及び閉塞）の罪

ヌ　刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）若しくは同法第一百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第一百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第一百六十一条第一項（偽造公文書行使等）の罪又は同法第一百六十一条の二第一項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ル　刑法第一百六十二条（有価証券偽造等）又は第一百六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪

ヲ
ワ
用等)の罪

力
刑法第一百九十七条(不正電磁的記録カード所持)の罪

ヨ
刑法第一百九十五条(公印偽造及び不正使
用等)の罪

タ
刑法第一百九十七条第一項前段(収賄)若
しくは第二項(事前収賄)、第一百九十七条
の二から第一百九十七条の四まで(第三者供
賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん收
賄)又は第一百九十八条(贈賄)の罪

レ
刑法第二百四条(傷害)の罪

ソ
刑法第二百二十四条(未成年者略取及び
誘拐)、第二百二十五条(営利目的等略取
及び誘拐)、第二百二十六条(所在国外移
送目的略取及び誘拐)、第二百二十六条の
二第一項、第四項若しくは第五項(人身売
買)、第二百二十六条の三(被略取者等所
在国外移送)又は第二百二十七条第一項、
第三項若しくは第四項(被略取者引渡し
等)の罪

ツ
刑法第二百三十四条の二第一項(電子計
算機損壊等業務妨害)の罪

ネ
刑法第二百三十五条から第二百三十六条
まで(窃盜、不動産侵奪、強盗)、第二百
三十八条(事後強盗)又は第二百三十九
条(脅強盗)の罪

ナ
刑法第二百四十六条の二から第二百四十
八条まで(電子計算機使用詐欺、背任、準
詐欺)の罪

ラ
刑法第二百五十二条(横領)の罪

ム
刑法第二百五十六条第二項(盜品有償譲
受け等)の罪

三
爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第
三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第三
条、第五条若しくは第六条(爆発物の製造
等)の罪

四
外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券
偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八
年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二
条(偽造外国流通貨幣等の輸入)又は第三条
第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)の罪
印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十
九号)第一条(偽造等)又は第二条第一項
(偽造印紙等の使用等)の罪

六 海底電信線保護万国連合約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壊）の罪

七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七条（強制労働）の罪

八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪

九 児童福祉法第六十条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）

十 郵便法（昭和二十二年法律第六百六十五号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪

十一 金融商品取引法第一百九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）又は第二百九十七条の二（内部者取引等）の罪

十二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条第一項（大麻草の栽培）又は第二十四条の六第一号（大麻の持出し）の罪

十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第三十条（無資格競馬等）の罪

十四 競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）第二十一条（暴行等による船員職業紹介等）の罪

十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）の罪

十六 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪

十七 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二百八条の二第一項（電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等）の罪

十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）又は第二百九十六条（史跡名勝天然記念物の滅失等）の罪

十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十二条）第二百九十三条（重要文化財の輸出）の罪

二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百四十四条の三十三第一項（軽油等の損壊等）の罪

の不正製造)又は第百四十四条の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項(軽油引取税に係る脱税)の罪

二十一 商品先物取引法第三百五十六条(商品市場における取引等に関する風説の流布等)の罪

二十二 道路運送法(昭和二十六年法律第八百三十三条)第一百条第一項(自動車道における自動車往来危険)又は第一百一条第一項(事業用自動車の転覆等)の罪

二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六条第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪

二十四 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二条)第六十五条(無資格モーターボート競走等)の罪

二十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一百九十八条(保安林の区域内における森林窃盜)、第二百一条第二項(森林窃盜の贓物の運搬等)又は第二百一条第一項(他人の森林への放火)の罪

二十六 覚醒剤取締法第四十一条第一項(覚醒剤の輸入等)、第四十二条の二第一項若しくは第二項(覚醒剤の所持等)、第四十二条の三第一項若しくは第二項(覚醒剤の使用等)又は第四十一条の四第一項(管理外覚醒剤の施用等)の罪

二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)同法第七十三条の二第二項(不法就労助長)、第七十三条の三第一項から第六項まで(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等の所持)、第七十四条第一項(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)若しくは第七十四条の四第一項(集団密航者の收受等)の罪、同法第七十四条の六(不法入国等援助)の罪(同法第七十条第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。)又は同法第七十四条の六の二第一項第一号(難民旅行証明書等の不正受交付)若しくは第二項(當利目的の難民旅行証明書等の不正

受交付等)若しくは第七十四条の八第一項若しくは第二項(不法入国者等の藏匿等)の罪
二十八 旅券法第二十三条第一項(旅券等の不正受交付等)の罪
二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八条)第五条(軍用物の損壊等)の罪
三十 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条第一項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二第二項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の製剤等)、第六十四条の三第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の施用等)、第六十五条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十六条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十六条の二第一項(麻薬の製剤等)、第六十六条の三第一項(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四第二項(精神目的の向精神薬の譲渡等)の罪
三十一 有線電気通信法(昭和二十八年法律第十九号)第十三条第一項(有線電気通信設備の損壊等)の罪
三十二 武器等製造法第三十一条第一項(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の二第一項(銃砲弾の無許可製造)の罪又は同法第三十条の三第四号(猟銃等の無許可製造)の罪(猟銃の製造に係るものに限る。)
三十三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)第一百八条の四第一項若しくは第二项(輸出してはならない貨物の輸出)、第一百九条第一項(ガス工作物の損壊等)の罪
三十四 關稅法(昭和二十九年法律第六十号)第一百九十二条第一項(ガス工作物の損壊等)の罪
三十五 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条第一項若しくは第二項(けし物の運搬等)の罪
三十六 旅券法第二十三条第一項(旅券等の不正受交付等)の罪
三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第五条(高保証料)、第五条の三(保證料がある場合の高金利等)又は第八条第一項若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱行行為等)の罪
三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪
三十九 売春防止法第八条第一項(対償の收受等)、第十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪
四十 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十六条第一項(高速自動車国道の損壊等)の罪
四十一 水道法(昭和三十二年法律第一百七十七条)第五十一条第一項(水道施設の損壊等)の罪
四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項(銃砲等の発射)の罪(拳銃等の発射に係るものを除く。)、同条第二項若しくは第三項(拳銃等の発射)若しくは第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項(銃砲等の所持等)の罪(拳銃等の所持に係るものを除く。)、同条第二項若しくは第三項(拳銃等の所持)、第三十一条の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持等)、第三十一条の四第一項若しくは第二项(拳銃等の譲渡し等)、第三十一条の六(偽りの方針により銃砲等の所持の許可を受ける行為)、第三十一条の十一第一項第一号(拳銃の輸入)、第一百九十二条の二第一項若しくは第二项(輸入してはならない貨物の保税地城への藏置等)、第一百十条第一項若しくは第二項(偽りにより関税を免れる行為等)、第一百十一项第一項若しくは第二項(無許可輸出等)又は第一百十二条第一項(輸出してはならない貨物の運搬等)の罪
四十四 特許法(昭和三十四年法律第一百二十一号)第九十六条又は第一百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪

四十五 実用新案法(昭和三十四年法律第一百三十三条)第五十六条(実用新案権等の侵害)の罪
五十六 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百五号)第一百二十一条(自衛隊の所有する武器等の損壊等)の罪
五十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第五条(高保証料)、第五条の三(保證料がある場合の高金利等)又は第八条第一項(業として行う著しい高金利の脱行行為等)の罪
五十八 証料がある場合の高金利等)又は第八条第一項若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱行行為等)の罪
五十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十四条第一項(熱供給施設の損壊等)の罪
六十 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空危険)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる行為等)、第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)又は第四条(業務中の航空機内への爆発物等の持込み)の罪
六十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条第一項若しくは第二条(人質による強要等)又は第二条(加重人質強要)の罪
六十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律(昭和五十七年法律第一百一号)第二条第一項(自動列車新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法(昭和三十九年法律第一百一号))第二条第一項(自動列車制御設備の損壊等)の罪
五十四 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第一百十五条第一項(電気工作物の損壊等)の罪
五十五 得税法(昭和四十年法律第三百三十三条)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪
五十六 法人税法(昭和四十年法律第三百四号)第一百五十九条第一項又は第三項(偽りにより法人税を免れる行為等)の罪
五十七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律(昭和四十三年法律第一百二号)第一条第一項(海底電線の損壊)又は第二条第一項(海底パイプライン等の損壊)の罪
五十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八条)第一百十九条第一項又は第二項(著作権等の所持等)若しくは第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
五十九 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十一 海洋汚染等の防止等に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
六十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条(無登録営業等)の罪
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和五十九年法律第六十二条)第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十六 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十七 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法(第二十六条第一項から第六項まで(特別永住者証明書の偽造等)又は第二十七条(偽造特別永住者証明書等の所持)の罪
六十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等隠匿)の罪
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪

五十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十四条第一項(熱供給施設の損壊等)の罪
六十 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空危険)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる行為等)、第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)又は第四条(業務中の航空機内への爆発物等の持込み)の罪
六十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条第一項若しくは第二条(人質による強要等)又は第二条(加重人質強要)の罪
六十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律(昭和五十七年法律第一百一号)第二条第一項(自動列車新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法(昭和三十九年法律第一百一号))第二条第一項(自動列車制御設備の損壊等)の罪
五十四 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第一百十五条第一項(電気工作物の損壊等)の罪
五十五 得税法(昭和四十年法律第三百三十三条)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪
五十六 法人税法(昭和四十年法律第三百四号)第一百五十九条第一項又は第三項(偽りにより法人税を免れる行為等)の罪
五十七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律(昭和四十三年法律第一百二号)第一条第一項(海底電線の損壊)又は第二条第一項(海底パイプライン等の損壊)の罪
五十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八条)第一百十九条第一項又は第二項(著作権等の所持等)若しくは第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
五十九 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十一 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条(無登録営業等)の罪
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和五十九年法律第六十二条)第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十六 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十七 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法(第二十六条第一項から第六項まで(特別永住者証明書の偽造等)又は第二十七条(偽造特別永住者証明書等の所持)の罪
六十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等隠匿)の罪
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪

五十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十四条第一項(熱供給施設の損壊等)の罪
六十 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空危険)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる行為等)、第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)又は第四条(業務中の航空機内への爆発物等の持込み)の罪
六十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条第一項若しくは第二条(人質による強要等)又は第二条(加重人質強要)の罪
六十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律(昭和五十七年法律第一百一号)第二条第一項(自動列車新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法(昭和三十九年法律第一百一号))第二条第一項(自動列車制御設備の損壊等)の罪
五十四 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第一百十五条第一項(電気工作物の損壊等)の罪
五十五 得税法(昭和四十年法律第三百三十三条)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪
五十六 法人税法(昭和四十年法律第三百四号)第一百五十九条第一項又は第三項(偽りにより法人税を免れる行為等)の罪
五十七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律(昭和四十三年法律第一百二号)第一条第一項(海底電線の損壊)又は第二条第一項(海底パイプライン等の損壊)の罪
五十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八条)第一百十九条第一項又は第二項(著作権等の所持等)若しくは第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
五十九 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十一 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百三号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条(無登録営業等)の罪
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和五十九年法律第六十二条)第三十二条(勧誘等の禁止等)の罪
六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十年法律第六十二号)第九条第一項(流通食品への毒物の混入等)の罪
六十六 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十七条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十七 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法(第二十六条第一項から第六項まで(特別永住者証明書の偽造等)又は第二十七条(偽造特別永住者証明書等の所持)の罪
六十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等隠匿)の罪
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪

七十一 不正競争防止法第二十一条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪
七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成七年法律第六十五号）第一項から第三項まで（化学兵器の使用）若しくは三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第一項（毒性物質等の発散）又は第三十九条の罪
七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の発散）又は第六条第一項（サリン等の製造等）の罪
七十四 保険業法第三百三十一条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の供与等についての威迫行為）の罪
七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第一百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪
七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第八十三号）第七十六条（スポーツ振興投票）の罪
七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第七十七条（育成者権等の侵害）の罪
七十八 資産の流動化に関する法律第三百十一条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の供与等についての威迫行為）の罪
七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十七条第一項（二種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百六号）第二十二条第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪
八十一 児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項までの（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪
八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為の罪）
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪
八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合意、株式の超過発行、第一九百六十八条（株主等の権利の行使に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪
九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成二十一年法律第一百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪

九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第一一二号）第十一条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的な映像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等の映像送信）の罪
九十四 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪
ロ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪
三 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
ロ 刑法第一百六十九条（偽証）の罪
四 爆發物取締罰則第九条（爆發物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪

六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪

一 别表第四（第六条の二関係）
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪
ロ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪
三 一 别表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
ロ 刑法第一百六十九条（偽証）の罪
四 爆發物取締罰則第九条（爆發物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪